

分科会長の選任及び分科会長代理の指名について

令和 7 年 4 月 1 7 日

研究開発局海洋地球課

科学技術・学術審議会令（平成十二年六月七日政令第二百七十九号）において、分科会長及び分科会長代理の選出については以下のとおり規定されている。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
研究計画・評価分科会	（略）
資源調査分科会	（略）
学術分科会	（略）
海洋開発分科会	<u>海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。</u>
測地学分科会	（略）
技術士分科会	（略）

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。